

女性活躍推進のための一般事業主行動計画

2023年4月1日

道新アクセス

1. 計画期間

2023年4月1日から2028年3月31日まで

2. 当社の課題

- ・2023年4月1日に3つの会社が合併して発足した新しい法人である。
そのため、育児休業や介護休業など、「女性活躍推進のための」社の施策が、まだ女性従業員へ広く伝わっていない。
- ・有給休暇の取得率も、合併前の3社の担当業務の違いにより、個々でばらつきがある。仕事と家庭の両立、という面で差が生じている可能性がある。

3. 目標と取り組み内容・実施時期

▽目標1

育児・介護などの諸制度を広く従業員に周知し、取得しやすい環境を整える

2023年 4月～ 社内情報共有ツールを活用し、各種制度を周知する

2024年 4月～ 社内の育児・介護休業取得経験者による体験談ほかの勉強会を行う

▽目標2

全従業員の有給休暇取得率を50%以上とする

2023年10月～ 6カ月経過後の取得率が50%未満（2日以内）の従業員に職場長が面談を行い、業務量が適正化か把握する。

2024年 4月～ 部署ごとの有給取得率を公表し、全社で共有する
取得率が50%未満の部署の管理職と該当者に、管理担当役員が面談を実施する